

## 産後ケア事業の実施内容の充実について

### 1 報告趣旨

令和5年(2023年)12月から、産後ケア事業の実施機関の拡充を図るとともに、国の利用者負担減免制度を活用し、産後ケア事業にかかる利用者負担額を減免する。

また、国の実施要綱に合わせ対象者を変更するとともに、産前からの利用申請を可能とすることで、利用者の利便性の向上を図り、もって妊娠期からの切れ目のない支援体制を更に推進することを目的とする。

### 2 報告内容

#### (1) 変更内容

##### ア 対象者

変更後	変更前
産後ケアを必要とする者	産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他、特に支援が必要であると認められる者

##### イ 利用申請時期

変更後	変更前
妊娠8か月以降	出産後

ウ 利用者負担額

減免適用後		減免適用前	
(ア) 生活保護利用世帯	無料 ※1	(ア) 生活保護利用世帯	無料
(イ) 市民税非課税世帯	無料 ※1	(イ) 市民税非課税世帯	宿泊型 1泊 3,000円 通所型ロング 1回 1,500円 通所型ショート 1回 650円 訪問型 1回 800円
(ウ) 市民税課税世帯	宿泊型 1泊 3,500円 ※2 通所型ロング 1回 500円 ※2 通所型ショート 1回 0円 ※2 訪問型 1回 0円 ※2	(ウ) 市民税課税世帯	宿泊型 1泊 6,000円 通所型ロング 1回 3,000円 通所型ショート 1回 1,300円 訪問型 1回 1,600円

※1 生活保護利用世帯・市民税非課税世帯については、利用者負担額を無料とする。

※2 市民税課税世帯については、1回の利用につき2,500円を上限として5回まで利用者負担額を減免する。

エ 実施機関

変更後（予定）		変更前	
宿泊型	5か所（新規2か所）	宿泊型	4か所
通所型ロング	1か所	通所型ロング	2か所
通所型ショート	8か所（新規1か所）	通所型ショート	7か所
訪問型	10か所	訪問型	10か所

※ 1か所の医療機関が、令和5年（2023年）10月25日に産後ケア事業の宿泊型・通所型ロングを終了した。

(2) 遡及対応

令和5年（2023年）4月1日以降の利用者を対象に償還払いで対応する。